

本庄は野菜の名産地！

旬の地元野菜を味わう
本庄お手軽レシピ



レンジで簡単！レタスシュウマイ

今が旬の野菜 **レタス**
本庄市におけるレタスの作付面積は約60haと埼玉県内1位の面積を誇っています。レタスは1年中楽しめる身近な野菜ですが、本庄ではレタスの旬は冬から春までです。サラダ以外の食べ方もお楽しみください。



市内のレタス作付面積はなんと東京ドーム約13個分もあるんだ！



〈材料〉(2人分)
豚ひき肉 150g、長ねぎ(白い部分) 1本、レタス3枚、片栗粉 小さじ1、☆しょうがチューブ1cm、☆しょう油 小さじ1/2、☆塩胡椒 適量、☆片栗粉 小さじ1/2



〈作り方〉
1. 長ねぎをみじん切りにする。
2. 豚ひき肉に長ねぎと☆の調味料を加えて、よく混ぜる。食べやすい大きさ(目安は6等分)に丸めておく。
3. レタスを電子レンジで30秒加熱してやわらかくし、半分に切っておく。

4. レタスに片栗粉をまぶし、丸めた2を置いて巻いていく。
※やわらかくて大きな葉の方から巻いていくと巻きやすい。
5. ラップをしてレンジで4分加熱したら出来上がり♪

Instagramで
レシピ公開中▶



★農政課 ☎ 25- 1 1 7 7

本庄偉人伝



うらべきたろう
ト部喜太郎

明治元年(1868年)～昭和17年(1942年)
弁護士 衆議院議員

明治元年(1868年)、ト部喜平の長男として児玉郡沼和田村(現本庄市沼和田)に生まれた喜太郎は、沼和田学校、本庄学校、児玉英和共立学校などで学び、明治19年(1886年)、教員検定試験に合格、翌年、本庄高等小学校の教員となりました。しかし、1年で職を辞すると、法曹界を志して英吉利法律学校(現中央大学)に進学、明治23年(1890年)、代言人の免許を得て千代田区飯田町に事務所を開設しました。

明治26年(1893年)には、弁護士法の制定にともなって弁護士となり、神田区台所町に「ト部弁護士事務所」を開き、弁護士活動を本格化させていきました。喜太郎

は足尾鉍毒事件、シーメンス事件、東京市疑獄事件など数多くの重大事件を担当し、理路整然とした弁論で名声を得ました。また、関東大震災時に本庄で起きた虐殺事件では主任弁護士を務めました。

明治41年(1908年)には、犬養毅の又新会から衆議院議員選挙に立候補し当選、代議士も1期務めています。大正10年(1921年)には、東京弁護士会会長に就任、内閣法律取調委員、東京弁護士会常議員会議長に就くなど、わが国の法曹界を代表する人物として活躍しました。

★文化財保護課 ☎ 25- 1 1 8 6

老人福祉センターつきみ荘の休館日 ☎ 22- 3 6 9 6

2月4日(月)・12日(火)・18日(月)・25日(月)・3月4日(月)

余熱利用施設湯かっこの休館日 ☎ 22- 8 1 2 6

2月4日(月)・18日(月)・25日(月)・3月4日(月)

ボートレース戸田(埼玉県都市競艇組合主催)開催日程

～2月4日(月)、14日(木)～17日(日)

※本庄市は埼玉県都市競艇組合に加入しており、組合からの配分金をさまざまな事業に活用しています。

－今月の納税納付【納期限：2月28日(木)】－

- ・固定資産税 4期
- ・国民健康保険税 8期
- ・下水道負担金 4期
- ・介護保険料 8期
- ・後期高齢者医療保険料 8期

－市税夜間・休日収納窓口のお知らせ－

日時 2月5日(火)・3月5日(火) 午後5時15分～7時
場所 市役所1階収納課 ☎ 25- 1 1 2 0
アスパアこだま市民福祉課税務係 ☎ 72- 1 3 3 3
日時 2月24日(日) 午前8時30分～午後5時15分
場所 市役所1階収納課

お知らせ

子ども医療費の支給対象年齢を18歳まで拡大します

★子育て支援課 ☎ 25- 1 1 3 0

市民福祉課 ☎ 72- 1 3 3 3

現在、15歳までとしている子ども医療費の対象者を平成31年4月診療分から18歳に達する年度の3月31日までにある子どもに拡大します。

これにより、新たに支給対象となる子どもは、受給資格の登録が必要です。対象の子どもには登録の案内を2月上旬までに送付しますので、期日までに申請してください。

※現在中学3年生までの子どもについては、申請不要です。3月末までに新受給者証(薄緑色)を郵送します。

●申請が必要な人

平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に生まれた子どもがいる保護者

※次に該当する子どもは対象になりません。

- ・就労等により保護者の扶養から外れた子ども
- ・生活保護を受けている子ども
- ・重度心身障害者医療費を受給している子ども
- ・児童福祉施設等に入所している子ども
- ・里親に養育されている子ども

●申請に必要なもの

- ①子ども医療費受給資格登録申請書
- ②子どもの健康保険証
- ③保護者名義の通帳(父母ともに子どもと同居し養育している場合は、原則として所得の高い人のもの)
- ④印鑑(朱肉を使うもの)

●申請期間・受付窓口

◆平日

3月29日(金)まで

午前8時30分～午後5時15分

子育て支援課(市役所2階)

市民福祉課(アスパアこだま内)

※申請期間以降も受付を行います。有効期間の始期は申請日となりますので、ご注意ください。ただし、6月28日(金)までに申請した場合のみ有効期間の始期が4月1日まで遡ります。

◆休日

3月3日(日)

午前9時～正午、午後1時～5時

子育て支援課

※平日に申請することが難しい人は、ご利用ください。

医療費適正化のお願い

子ども医療助成制度を今後も安定的に運営するためには、医療費の増加をできるだけ抑制することが必要です。医療費適正化にご協力ください。
○緊急時以外は、平日昼間の診療時間内に受診しましょう。
○ジェネリック医薬品の使用について、医師や薬剤師に相談してみましよう。
○同じ病気で複数の医療機関を受診するのはやめましょう。

お知らせ

重度心身障害者医療費支給制度をご利用中の18歳未満の方(保護者の方)へ

★障害福祉課 ☎ 25- 1 1 2 5

子ども医療費の支給対象年齢の拡大にあわせ、4月1日から入院時の食事療養標準負担額の助成対象期限が18歳に達する年度の3月31日までに拡大されます。

これに伴い、対象となる受給者の方へは3月中に新しい受給者証を郵送しますので、4月1日以降は新しい受給者証をご利用ください。